

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	勝山小学校跡地活用にかかる不動産 鑑定評価等業務委託(概算契約)	その他	株式会社田園不動産鑑定	1,206,700	令和8年2月27日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

【1】

1 案件名称

勝山小学校跡地活用にかかる不動産鑑定評価等業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社田園不動産鑑定

3 随意契約理由

不動産鑑定評価については、対象不動産の所在する地域への精通性が求められるほか、対象案件に適した専門的知識や経験など高度な専門的職能を発揮することが必要とされる。また、不動産鑑定における委託金額については、中央用地対策連絡協議会で定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」により、鑑定評価の対象となる不動産の類型によって決定されているため価格における優位差が生じない。

不動産鑑定業者の選定にあたっては、契約管財局が作成している不動産鑑定業者登録名簿から選定基準に見合った複数の不動産鑑定業者を選定し、価格の優位性が生じない部分については事業者選定時の同価格時における選定方法である「くじ引き」を用いて決定した事業者と随意契約を行うこととする。

よって、事業者との契約においては地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質または目的が競争入札に適しないものをするとき）の規定により、本業務の性質上、特名随意契約を行うものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

生野区役所地域まちづくり課 電話番号06-6715-9017